

発議案第4号

非核三原則の堅持を求める意見書

上記の議案を地方自治法第112条及び焼津市議会会議規則第14条の規定により、別紙のとおり提出します。

令和8年6月26日提出

焼津市議会議長 村松幸昌 様

提出者

焼津市議会議員	四之宮慎一	焼津市議会議員	河合一也
同	鈴木まゆみ	同	川島要
同	井出哲哉	同	杉田源太郎
同	藤岡雅哉	同	岡田光正
同	内田修司	同	秋山博子
同	増井好典	同	池谷和正
同	石田江利子	同	鈴木浩己
同	村松幸昌	同	深田ゆり子

非核三原則の堅持を求める意見書

核兵器を「持たず、作らず、持ち込ませず」とする非核三原則は、昭和46年の衆議院決議をはじめとする国会決議により、我が国の基本政策として位置付けられ、歴代内閣により堅持されてきた国是である。

また、我が国は唯一の戦争被爆国として、核兵器の惨禍を深く認識し、その経験と教訓を後世に伝えていく責務を有している。焼津市においても、「平和都市焼津宣言」を決議し、核兵器のない世界の実現に向けた取組を進めてきたところである。

一方で、核兵器を取り巻く国際情勢は依然として厳しさを増しており、地域の安全保障環境は大きく変化している。このような状況の中にあつてこそ、非核三原則は我が国及び地域の安定を築く重要な基盤として、今後も堅持されるべきものである。

広島・長崎にもたらされた惨禍を二度と繰り返さないため、被爆の実相を後世に伝えるとともに、「核兵器のない世界」の実現に向けた努力を着実に積み重ねていくことは、唯一の戦争被爆国である我が国の使命である。

よって、本市議会は、国会及び政府に対し、被爆国としての責務と国民の平和への願いを十分に踏まえ、非核三原則を堅持されるよう強く要請する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和8年6月 日
焼津市議会

衆議院議長様
参議院議長様
内閣総理大臣様
総務大臣様
外務大臣様
防衛大臣様